

更新にかかわる乗船履歴の証明方法

関東運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課
〒 231-8433
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
Tel 045-211-7232

	船員手帳を受有する者				船 員 手 帳 を 受 有 し な い 者													
	船員手帳所持者				職務上生じた履歴													
	海技士（航海）	海技士（機関）	小型船舶操縦士	海技士（通信・電通）	は員組んだ者	り官公署の船舶に乗り組んだ者	いる法人に雇用されて	い法人に雇用されて	だの場合	の船に乗り組んだ者	法に法人に雇用されて	組んだ場合	借りた場合	船舶貸渡業者から乗った場合	乗船したような場合	（友人の船舶に乗り組んだ場合）	その他の船舶に乗り組んだ場合	
下記以外の証明に	A・F				D・G・H	C	D・H・O	D・H・I	D・H・J	D・H・K	D・H・L							
を船舶所有者又は船長として自己の履歴を証明しようとするもの	E・G・H						E・H・I			E・H・L・N								

A	第4号様式乗船履歴表
C	第6号様式乗船履歴証明書(官公署用)
D	第7号様式乗船履歴証明書(一般用)
E	第8号様式乗船履歴証明書(自己証明用) (他の船舶所有者又は船舶管理者(小型船舶に限る。)又は市町村の長から履歴の証明又は確認を受けること。ただし※の場合、証明書は不要です。)
F	船員手帳又は船員手帳記載事項証明書 (一括公認の場合は、所有者による乗船履歴証明書及び一括公認許可書の写しも必要です。)
G	海員名簿の原本と相違ない旨の船舶所有者の証明(船長の証明により乗船履歴を証明する場合を除く。)が付された海員名簿((二)及び(四)の部分)の写し
H	船舶検査手帳を受有する船舶は船舶検査手帳の写し。それ以外の船舶は、漁船の登録の謄本又は居住する市町村の長の規則第32条第2項各号に掲げる事項 (1. 船舶番号 2. 船種・船名 3. 総トン数 4. 推進機関の種類及び出力並びに無線設備の種類 5. 船舶の用途 6. 航行する区域 7. 船舶所有者の氏名又は名称及び船舶の所有期間)についての証明書
I	当該職務を確実に遂行していたことが推定されるような官公署が発行した書類(例: 地方税申告書に基づく市町村長の証明書、各種許可書)の写し。なお、いわゆる家族船員であって自身について証明書類の発行を受けられない場合には、その配偶者等が受けた証明書の写しに加え、自身が当該配偶者等と同居の親族関係にあることを証する書類(各種保険証等)の写しを併せて提出する。
J	法人の当該船舶の管理簿(運航記録)等の写し
K	貸渡業者の営業記録の写し又は領収書の写し
L	船舶管理者(マリーナ等)の管理記録、領収書の写し等乗船した事実を明らかにし得る書類
M	船舶所有者の営業記録の写し又は領収書の写し
N	船舶の管理委託契約書の写し(乗船履歴証明書に署名捺印した者が船舶管理者である場合に限る。)
O	身分証明書(当該職務の内容を明らかにし得るものに限る。)写し又は、法人の代表者の当該職務に就業していた旨を証明する書類。
P	営業用船舶の所有者又は管理者が発行した領収書であって、乗船した日及び場所が明らかであるもの

- ◎ 乗船履歴を証明しようとする者が個人である場合は、その者の印鑑証明書が必要です。
- ◎ 一つの証明方法では規定の履歴に達しない場合には、他の証明方法による履歴があれば、合算することができます。
- ◎ Eの証明書に証明者として署名・押印した者が他の船舶所有者の場合には、その船舶のHの書類も必要です。

- ◎ 船長の証明は、外国船舶に乗り組んだ履歴その他、船舶所有者の証明により難しい合理的な理由のある場合に限り、また、法人に雇用されている者が当該法人所有の船舶に船長として乗り組んだ履歴及び申請者の親族・友人・知人等が所有する船舶を借り入れて当該船舶に船長として乗り組んだ履歴については、自己証明はできません。なお、外国船舶の船長が乗船履歴を証明しようとする場合は、当該船舶の船籍国での領事の証明書その他、その者が当該船舶の船長であることを確認できる書類(派遣認定許可書の写し等)を提出して下さい。